

# 1. 避難指示区域内の賠償の考え方

## <個人さま>

		帰還困難区域	居住制限区域、避難指示解除準備区域
財物	宅地	固定資産税評価額×宅地係数(1.43)	[左記金額] ×避難指示期間割合(n/72)
	建物	固定資産税評価額×建物係数(別紙1)	[左記金額] ×避難指示期間割合(n/72)
		平均新築単価を基礎とした単価×床面積(別紙2) ※お住まいの建物に適用	[左記金額] ×避難指示期間割合(n/72) ※お住まいの建物に適用
		個別評価 ※上記算定方式によれない場合に実施	
	(先行払い) 修復費用等	床面積×単価(14,000円/m <sup>2</sup> )	
家財	対象区域ごとに世帯人数・家族構成に応じた定額をお支払い(別紙3)		

		帰還困難区域	居住制限区域、避難指示解除準備区域
包括請求方式	精神的損害 (避難に伴う生活費の増分を含みます)	賠償金：600万円をお支払い (対象期間：平成24年6月1日～平成29年5月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■居住制限区域：240万円をお支払い (対象期間：平成24年6月1日～平成26年5月31日)</li> <li>■避難指示解除準備区域：120万円をお支払い (対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日)</li> </ul>
	就労不能損害	平成24年6月1日～平成26年2月28日の賠償金をお支払い ※算定にあたっては「特別の努力」を反映	
	避難・帰宅等に 係る費用	平成24年6月1日～平成29年5月31日の賠償金をお支払い	以下の対象期間の賠償金をお支払い <ul style="list-style-type: none"> <li>■居住制限区域： 平成24年6月1日～平成26年5月31日</li> <li>■避難指示解除準備区域： 平成24年6月1日～平成25年5月31日</li> </ul>

<個人事業主さまおよび中小法人さま>

		帰還困難区域	居住制限区域、避難指示解除準備区域	
財物	宅地	固定資産税評価額×宅地係数(1.43)	[左記金額] ×避難指示期間割合(n/72)	
	建物	個人事業主さま	固定資産税評価額×建物係数(別紙1)	[左記金額] ×避難指示期間割合(n/72)
		(先行支払い)修復費用等	個別評価 ※上記算定方式によれない場合に実施	
				床面積×単価(14,000円/m <sup>2</sup> )
	中小法人さま	賠償対象の帳簿価額×償却資産係数(別紙5)	[左記金額] ×価値の減少率(別紙6)	
	償却資産	償却資産の帳簿価額×償却資産係数(別紙5)	[左記金額] ×価値の減少率(別紙6)	
	棚卸資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社事故の影響により売却額が当社事故発生当時の帳簿価額を下回ることによって発生した損失額</li> <li>・当社事故の影響により通常の販売または使用が困難になり廃棄したことによって発生した損失額</li> <li>・(帰還困難区域のみ) 持ち出すことができない棚卸資産の当社事故発生当時の帳簿価額</li> </ul>		

		帰還困難区域	居住制限区域、避難指示解除準備区域
包括請求方式	営業損害	以下の対象期間の賠償金をお支払い ■農林業者さま：平成24年7月1日～平成28年12月31日 ■農林業者さま以外の個人事業主さま・中小法人さま： 平成24年7月1日～平成27年2月28日 ※算定にあたっては「特別の努力」を反映	

# 2. 旧緊急時避難準備区域等の賠償の考え方

## <個人さま>

	旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域、特定避難勧奨地点
補修・清掃費用	実費相当額(ご自宅の場合、定額30万円を標準額としてお支払い)

		旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域
包括請求方式	精神的損害 (避難に伴う生活費の増分を含みます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年6月1日～平成24年8月31日の分として 30万円をお支払い</li> <li>中学生以下の方：平成24年9月1日～平成25年3月31日の分として35万円をお支払い</li> <li>生活費の増加分：平成24年9月1日～平成25年3月31日の通院交通費等の生活費の増加分として20万円をお支払い</li> </ul>	_____
	就労不能損害	平成24年6月1日～平成24年12月31日の分をお支払い ただし、従前のお勤め先が避難指示区域内の場合、平成24年6月1日～平成26年2月28日の分をお支払い ※算定にあたっては「特別の努力」を反映	従前のお勤め先が、旧緊急時避難準備区域の場合は平成24年6月1日から平成24年12月31日までの分を、避難指示区域内の場合は平成24年6月1日から平成26年2月28日までの分をお支払い ※算定にあたっては「特別の努力」を反映
	避難・帰宅等に係る費用	平成24年6月1日～平成24年8月31日の賠償金をお支払い	_____
早期帰還された方等に対する精神的損害に係る賠償	早期に帰還された方、避難せずに当該区域に滞在し続けた方に対して、対象となる期間において、精神的損害をお支払いしていない期間に応じて、お1人あたり月額10万円をお支払い 対象期間：平成23年3月11日～ 平成24年2月29日	対象期間：平成23年3月11日～ 平成23年9月30日	

※ 特定避難勧奨地点における包括請求方式は、避難指示区域内に準じたお取扱いとさせていただきます。

<個人事業主さまおよび中小法人さま>

		旧緊急時避難準備区域	旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域
補修・清掃費用		実費相当額	
包括請求方式	営業損害	平成24年7月1日～平成25年12月31日の賠償金をお支払い ※算定にあたっては「特別の努力」を反映	以下の対象期間の賠償金をお支払い 農業者さま：平成24年7月1日～平成25年12月31日 農業者さま以外：平成24年7月1日～平成25年5月31日 ※算定にあたっては「特別の努力」を反映